

農業委員会「天北」

第2号 平成29年6月5日
発行 中頓別町農業委員会
編集 農政担い手対策委員会
中頓別町字中頓別172番地6
Tel6-1111

【平成29年4月27日開催農業委員会総会において、農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定及び別段面積の設定について審議した結果、下限面積の設定をしないことにしました。よって、北海道における下限面積（2ha）となります。】

地域	下限面積
中頓別町全域 (別段の設定なし)	2ヘクタール

※ 毎年1回は、下限面積（別段面積）の可能性について検討しなければなりません。

【下限面積設定理由】

農地法施行規則第17条第1項に基づき、北海道の下限面積である2ヘクタール未満の農地を耕作している農業経営体が全農業経営体のおおむね4割を超えていないため、別段の下限面積の設定は行わない。

なお、平成23年度に設定した下限面積50アールについては、新規就農を促進するために設定したものであるが、耕作放棄地が相当程度存在していないことから、農地法施行規則第17条第2項第1号に該当しないため、見直しをするものとする。

《28年の貸貸借料情報について》

1月から12月までの貸貸借料水準

(10a当り:23件)

締結(公告)された地域名	最高額	平均額	最低額
中頓別町全域	2,000	1,126	400

酪農研修を
実施中!!

あべまつ ともゆき みつよ
～精松 智通・光代さん 一家新規
就農に向けて実習を開始しています～

◎平成29年4月から字岩手のコンテナ
ーションで研修生活を行っています。
励ましの一声を掛けて欲しく思います◎

【農業委員の報酬見直しに関する意見の提出について】

新制度に移行した農業委員会を対象に農地利用最適化のための農業委員と農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費として、基礎的な報酬に上乘せる農地利用適正化交付金が創設されました。

宗谷管内の農業委員報酬は、全道と比較すると一番低い水準となっていることから、4月27日総会終了後、中頓別町長に対し、意見書を提出しました。

♡ 家族がふえました ♡

☆五家 朱里ちゃん(女)

H29年 1月16日生

お誕生おめでとうございます!

お健やかな成長をお祈りしています!!

農業委員会活動報告

- 1月30日 宗谷農業普及センターによる中頓別町重点地区普及活動に関する懇談会
- 2月10日 平成28年度第2回農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議場(旭川市)
- 2月14日 JA 中頓別町農業振興計画作成に係る合同検討会
- 2月16日 農地等調査幹旋委員会
- 2月24日 平成28年度ブロック別農地業務担当者職員研修会(旭川市)
- 2月28日 農業委員候補者の募集開始
- 3月3日 農地等調査幹旋委員会
- 3月8日 中頓別町議会第1回定例会・予算審査特別委員会
- 3月16日 農業委員候補者の募集に係る中間公表
- 3月17日 平成29年第2回農業委員会総会
- 3月21日 中頓別町農業担い手育成センター事業推進本部会議
- 3月22日 一社)北海道農業会議第82回総会及び農業委員等研修会(札幌市)
- 3月23日
- 3月24日 中頓別町農業担い手育成センター会議
- 3月25日 上駒地区での農地利用調整活動
- 3月29日 農業委員候補者の募集に係る結果公表
農業委員候補者の再募集
- 4月1日 中頓別町自治記念式
- 4月5日 中頓別町農業担い手育成センター事業推進本部会議、酪農研修希望者の面接(ピンネシリ温泉)
- 4月10日 農業委員候補者の再募集チラシ配布
- 4月11日 補助事業完了に伴う現地調査対応
- 4月13日 農業委員候補者の募集に係る中間公表
- 4月14日 中頓別町農業担い手育成センター事業推進本部会議、酪農研修生との懇話会(小頓別多目的集会施設)
- 4月18日 中山間地域等支払制度推進協議会役員会
- 4月21日 平成29年度
~22日 宗谷農村パートナー対策協議会役員会
宗谷地方農業委員会連合会総会
宗谷農村パートナー対策協議会総会
地区別農業委員会長・事務局長会議
情報交換会
- 4月26日 農業委員候補者の再募集受付期間延長
- 4月27日 第3回農地等調査幹旋委員会
平成29年第3回農業委員会総会
- 4月28日 第27回中頓別町酪農ヘルパー利用組合通常総会外

- 5月10日 中頓別町農業協同組合 第69回通常総会
- 5月12日 農業委員候補者の再募集受付期間満了日
- 5月15日 農業委員候補者の募集結果の公表
- 5月17日 農業委員候補者評価委員会
- 5月22日 平成29年第4回農業委員会総会

農地の権利移動等の処理案件

第2回総会 平成29年3月17日決定

第18条第1項所有権移転 1件 3筆

第3回総会 平成29年4月27日決定

賃貸借の合意解約 3件 27筆

第18条第1項所有権移転 1件 27筆

第18条第1項賃貸借の決定 5件 31筆

第4回総会 平成29年5月22日決定

賃貸借の合意解約 3件 73筆

第3条第1項賃貸借の決定 1件 7筆

第18条第1項所有権移転 1件 1筆

第18条第1項賃貸借の決定 5件 92筆

《今年も年金加入推進の戸別訪問を行います。》

《農業者年金に加入し老後の備えとしましょう》

【編集後記】

中頓別町でも農作業の時期となり、堆肥出しや放牧があちらこちらに見受けられる様になりました。

農作業業務の疲労から車両事故等にあわぬ様、牛・人も気をつけて行ってください!

現在、岩手地区にて、新規就農に向けて一大家族が研修を積んでいます。

今後は、町担い手育成センターと協力しながら就農に向けての業務を進めていきます。

< 栗林 >

【事務局】

平成29年度の活動計画を別添にて配布します。農業委員会の目標として取り組んでいきますので皆様のご協力とご理解を宜しくお願いいたします。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 北海道
 農業委員会名： 中頓別町農業委員会

I 農業委員会の状況(平成29年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	46
自給的農家数	0
販売農家数	46
主業農家数	39
準主業農家数	0
副業的農家数	7

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	118
女性	49
40代以下	28

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	33
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	3
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	0	3,680		3,680	3,680
経営耕地面積	0	3,201	107	3,067	3,201
遊休農地面積	0	5			5
農地台帳面積	0	3,427			3,427

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 29 年 7 月 19 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	5	5	1	1	0	1	3	8
認定農業者	—	4	1	1	0	1	3	7
女性	—	1	0	0	0	0	0	1
40代以下	—	0	0	0	0	0	0	0

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成29年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,680ha	3,261ha	88.61%
課 題	本町の基幹産業は酪農であるが、担い手不足、高齢化により離農が進むことが予想される。また、認定農業者は8割程度の認定状況となっているが、後継者等の不足により、新たな認定農業者の増加は難しい状況になる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積3,261ha (うち新規集積面積 0ha)
	目標設定の考え方:現状維持とする。
活動計画	認定農業者の底上げを図るためにも、新規就農者を積極的に受入れるための環境整備を検討する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	1経営体	0経営体	0経営体
	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	44.7ha	0ha	36.7ha
課 題	平成23年度、平成26年度、平成28年度と新規参入者が就農しており、平成29年度においても、新規就農が予定されているが、今後は、受入環境の整備が課題となっている。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入者を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0ha
活動計画	中頓別町農業担い手育成センターが中心となって、就農受入環境が整っており、就農に向けた支援活動を行う。今年度の就農予定者はTMRセンターを利用する参入者であることから、農用地の集積には繋がらない。その他、就農相談会等へ積極的に出向き、酪農研修生の受入れと、就農受入環境の整備を図るため、高齢農業者への第三者継承の意向調査を実施する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成29年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,680ha	5ha	0.00%
課 題	遊休農地の位置づけをしている土地は、農地中間管理機構でも引受けできない農地であるため、非農地化せざるを得ない。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 5ha		
	目標設定の考え方:遊休農地と位置付けている農地は非農地化し、今後は、新たな遊休農地の発生を防止する。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11人	8月	11月～12月
農地の利用状況調査	調査方法	1 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録 2 調査区域を6地区に区切り、全農業委員で調査を実施。 3 農業委員の他に町及びJAにも協力を要請する。 4 調査に先立ち、「中頓別町農地パトロール月間実施要領」を策定し、調査の方法を明確にする。 5 詳細調査資料として「農地パトロール実施事項」を策定し、それに基づき調査を実施する。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月～1月	2月～3月	
その他	広報や農業委員による活動で遊休農地の発生防止を啓蒙する。ただし、将来的に確保すべき農地が望めない条件不利な農地は、山林化へ誘導することも検討する。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成29年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,680ha	0ha
課 題	特になし	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度の活動計画

活動計画	広報や農業委員による違反防止の啓蒙を図る。 8月に、農地パトロールを実施する。 随時、転用相談窓口の対応を行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入